

共通仕様書付則 新旧対照表

編	章	節	条	項	編章節条項 (項目見出し)	旧条文	編	章	節	条	項	編章節条項 (項目見出し)	新条文
1							1						
	1							1					
		1							1				
			10		施工体制台帳					10		施工体制台帳	
					(施工体制台帳)	受注者は、施工体制台帳の提出が必要な工事について、所定の様式（工事担当技術者）を追加して施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。 なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負人の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。						(施工体制台帳)	(削除)
			24		履行報告					24		履行報告	
						受注者は、当該月の実績進捗率等を記入した工事履行報告書、工程表、実績進捗率の算定根拠資料および当該月の現況写真を当該月末または翌月速やかに監督職員に提出するものとする。 受注者は、実績進捗率が計画進捗率に対して10%以上遅延した場合は、工事履行報告書に遅延事由を明記し、併せて回復工程表を監督職員に提出するものとする。							受注者は、当該月の実績進捗率等を記入した工事履行報告書、工程表を当該月末または翌月速やかに監督職員に提出するものとする。 受注者は、実績進捗率が計画進捗率に対して10%以上遅延した場合は、工事履行報告書に遅延事由を明記し、併せて回復工程表を監督職員に提出するものとする。
1							1						
	3							3					
		1							1				
			6		(コンクリート受入体制)					6		(コンクリート受入体制)	
				2		受注者は、コンクリート練り混ぜ開始から打設完了までに要した時間が確認できる資料を作成し、コンクリート打設日または翌日に監督職員に提出すること。					2		受注者は、コンクリート練り混ぜ開始から打設完了までに要した時間が確認できる資料を作成し、監督職員または検査職員から請求があった場合は提示すること。
共通-1							共通-1						
			1		配置技術者					1		配置技術者	
					(監理技術者等)	受注者は、監理技術者制度運用マニュアル（令和2年9月30日付け国不建第130号）に基づき、主任技術者および監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）を適正に配置しなければならない。 なお、専任の監理技術者等は、同マニュアルに基づき受注者と恒常的な雇用関係にあるものとする。						(監理技術者等)	受注者は、監理技術者制度運用マニュアル（令和4年12月23日付け国不建第457号）に基づき、主任技術者および監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）を適正に配置しなければならない。 なお、専任の監理技術者等は、同マニュアルに基づき受注者と恒常的な雇用関係にあるものとする。